

公益社団法人 自動車技術会 決裁規則

(目的)

第1条 公益社団法人自動車技術会(以下、「本会」という。)における事務の決裁については、別に定めがあるものを除くほか、この規則の定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 決裁 事案について最終的に意思を決定することをいう。
- (2) 専決 事案について常時決裁権者に代わって決裁することをいう。
- (3) 代決 事案について決裁権者または専決権者が不在のときに、その者に代わって、臨時に決裁することをいう。

(決裁の手續)

第3条 本会の事務は、代理決裁された場合を除いて、課長、事務局次長、事務局長を経て常務理事の決裁後に執行する。

- 2 決裁を得る事項のうち、関係機関と協議調整の必要があるものについては、文書により関係者に合議した後に執行する。
- 3 事務局長、事務局次長及び課長は、この規則の定めるところにより事務を処理する場合においては、事務局組織運営規則その他の規程に定めるところにより、その事務に関連のある者に合議し、事務処理の正確を期す。

(常務理事の決裁事項と専決事項等)

第4条 常務理事の決裁事項並びに事務局長、事務局次長及び課長の専決事項は、別表1のとおりとする。

- 2 常務理事、事務局長、事務局次長及び課長は、この規則に決裁事項または専決事項として定められていない事項であっても、その内容により決裁または専決することが適当であると認められるものは、この規則に定める決裁事項または専決事項に準じて決裁または専決することができる。

(専決事項の特例)

第5条 前条の規定にかかわらず、次の各号の一に該当するものは、上司の決裁を受けることとする。なお常務理事にあっては会長、副会長またはその業務を分掌する担当理事の決裁を受ける。

- (1) 内容が特に重要と認められる事項。
- (2) 内容が異例であり、または重要な先例になると認められる事項。
- (3) 内容に疑義があり、また現に紛議を生じ、もしくは生ずるおそれがあると認められる事項。
- (4) その他、特に上司の決裁が必要と認められる事項。

(専決の報告)

第6条 第4条及び前条の規定により専決した者は、必要があると認めるときは、その専決した事項について、すみやかに上司に報告する。

(事務の代理決裁)

第7条 常務理事が不在のときは、別に定める場合を除くほか、事務局長が代決する。

- 2 事務局長が不在のときは、別に定める場合を除くほか、事務局次長が代決する。
- 3 事務局次長が不在のときは、別に定める場合を除くほか、課長が代決する。
- 4 課長も不在のときは、別に定める場合を除くほか、課長代理が代決する。

(代決の報告)

第8条 前条の規定により代決した者は、代決した事項をすみやかに常務理事又は専決権者に報告する。ただし、軽易な事項についてはこの限りではない。

(代理決裁の制限)

第9条 代決はあらかじめ常務理事、又は専決権者の指示を受けたものに限る。

2 重要又は異例に属する事務については、第8条の規定による事務の代決をすることができない。
ただし、あらかじめ処理の方針を指示されたもので、特に急施を要するものについてはこの限りでない。

(処理基準)

第10条 この規則の運用に必要な細則については、別に処理基準に定めることができる。

(改廃)

第11条 この規則の改廃は理事会の議決を経て行う。

附 則

- 1 この規則は、2011年10月13日から施行する。
- 2 別表1の変更による改正は2019年10月11日から施行する。

(別表1)

1 常務理事の決裁事項

- (1) 特に重要な事業の計画や実施、ならびに計画外の事業に関すること
- (2) 特に重要な対外文書の発信
- (3) 1件200万円以上(消費税別)の支出負担行為
- (4) 契約金額200万円以上(消費税別)の契約締結
- (5) 事務局の運営に関すること
- (6) 職員の海外出張命令や慶弔に関すること
- (7) 臨時職員の採用と給与に関すること
- (8) 前各号に準ずる特に重要又は異例な事項

2 事務局長の専決事項

- (1) 重要な事業の計画や実施
- (2) 重要な対外文書の発信
- (3) 1件50万円以上200万円未満(消費税別)の支出負担行為、ならびに
1件50万円以上(消費税別)の事業実施後の精算承認
- (4) 契約金額50万円以上200万円未満(消費税別)の契約締結
- (5) 本会が著作権を有する著作物の転載許諾等に関すること
- (6) 職員の勤怠や私有車利用出張命令、ならびに振替出勤・振替休日命令に関すること
- (7) 防災に関すること
- (8) 前各号に準ずる重要な事項

3 事務局次長の専決事項

- (1) 事務局長の専決事項に準ずる事項

4 課長の専決事項

- (1) 1件50万円未満(消費税別)の支出負担行為、ならびに
1件50万円未満(消費税別)の事業実施後の精算承認

- (2) 職員の国内出張命令や派遣社員の採用に関すること
- (3) 前各号に準ずる事項